令和６年度分市民税・県民税の申告について

袖ケ浦市役所　課税課

市では、令和６年１月１日現在、袖ケ浦市にお住まいの方で、昨年度に市民税・県民税申告書を提出された方を対象に、令和６年度分市民税・県民税申告書をお送りしています。

下記の 1　申告する必要がある方 をご確認いただき、該当する方は令和６年３月１５日までに令和５年１月１日から令和５年 12 月 31 日までの所得（収入－必要経費）について申告をしてください。

郵送での申告をお願いします（同封の提出用封筒をお使いください）

混雑緩和のため、郵送での申告にご協力ください。

必要事項を記入した申告書を、必要書類※１を同封の上、郵送で提出してください。

※１　必要書類は右記 ３　申告に必要なもの を参照してください。

申告書の控えが必要な方は、返信用封筒（宛名を記入し切手を貼付）を同封してください。

所得がなくても申告を！

「所得なし」の申告を行う場合は、申告書の所得金額合計⑫に「所得なし」と記入し、提出してください。

所得がない場合でも「所得なし」の申告をしておくと、次のような利点があります。

「所得なし」申告の利点

- **国民健康保険税が軽減**されたり、国民年金保険料の納付が申請により免除されることがあります。
- 融資や扶養認定、公営住宅入居、保育所、幼稚園入所のときに必要な**非課税証明書の交付**（有料）が受けられます。
- 児童扶養手当、子ども医療費助成、老齢福祉年金、障害福祉年金、高額療養費などを受ける時の基礎資料となり、スムーズにサービスを受けることができます。

１　申告する必要がある方

（１）課税対象となる所得がなく、誰にも扶養されていない方や市外在住者の扶養になっている方で上記 「所得なし」申告の利点 に該当する方

※遺族年金・遺族恩給・障害年金・老齢福祉年金・失業給付金などは課税対象となりません。

（２）次の①～⑥に該当する方

ただし、**所得税の確定申告をする方は原則として提出の必要はありません。**

①　給与所得者で、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されていない方（勤務先で確認してください。）

②　給与所得者（収入 2,000 万円以下）で給与以外の所得が 20 万円以下のため所得税の確定申告をしない方

ただし、給与を２か所以上から受けている方は、年末調整されなかった給与収入と給与以外の所得との合計が 20 万円以下の方

③　公的年金等の収入金額の合計が 400 万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下のため、所得税の確定申告をする必要がない方

④　公的年金等の収入金額の合計が 400 万円以下で、医療費控除、社会保険料控除や生命保険料控除などの所得控除を受けようとする方（申告しても市民税・県民税額に影響しない場合があります。）

⑤　事業、不動産所得者などで、所得税の確定申告が必要ない方

⑥　株式などの配当所得（上場株式等の配当所得等を除く）のある方で所得税の確定申告が必要ない方

２　市民税・県民税申告受付会場等

	期間　※土、日、祝日は除く	会場	時間
確定申告期間前	申告書の到着～2月１５日（木）	市役所課税課（中庁舎１階２８～３０番窓口）	窓口時間 午前８：３０～午後５：１５ ※最初に、市民課の６番窓口の番号発券機にて、番号札をお取りください。
確定申告期間中	2月１６日（金）～2月２１日（水）	平川公民館	開設時間 午前８：３０～午後３：００ ※受付番号は８：15 から配付 ※詳しくは、広報そでがうら１月号の税特集号で確認してください。
	2月２６日（月）～3月　1日（金）	袖ケ浦市民会館	
	3月　6日（水）～3月１５日（金）	長浦公民館	

※確定申告期間中の会場は大変混み合います。また、混雑状況により早めに受付を締め切ることがあります。

※確定申告期間中は、市役所課税課で市民税・県民税の相談を伴う申告書は作成できませんのでご注意ください。ただし、2月２２日（木）、3月４日（月）、5日（火）は市役所課税課で市民税・県民税の申告相談を受け付けます。

３　申告に必要なもの

①市民税・県民税の申告書（郵送されてきたもの）

②本人確認書類（下記の（１）または（２））の写し

（１）マイナンバーカード

（２）通知カード（※）＋運転免許書や被保険者証等

※氏名、住所等が住民票と一致している場合に限る

③令和５年中の所得がわかる書類（源泉徴収票など）

- 源泉徴収票の添付は不要ですが、窓口・申告相談会場では作成に必要になりますので必ずお持ちください。
- 事業所得、不動産所得等の収入がある方は、事前に収支内訳書の作成が必要です。

※市内の申告会場にコピー機はありませんので、事前に必要書類のコピーのご用意をお願いします

④控除に必要な書類（令和５年中の領収日のもの）

医療費控除	医療費控除の明細書、医療費通知 ※領収書の添付のみでは控除の適用は受付できません。「医療費控除の明細書」を事前に作成し、お持ちください。
社会保険料控除	各種証明書や領収書
生命保険料控除 地震保険料控除	各種証明書
寄附金控除	各種証明書や領収書
障害者控除	障害者手帳など障がいの程度がわかる書類 ※要介護認定を受けている方については市役所の介護保険課にて「障害者控除対象者認定書」の交付を受けてください。
配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除	扶養される人の所得が分かる書類 扶養される人のマイナンバーが分かる書類

４　問い合わせ、郵送による提出先

問い合わせ　電話 0438－62－2519（直通）

提出先　　〒299-0292　袖ケ浦市坂戸市場１番地１　袖ケ浦市役所　課税課市民税班　宛

☆申告書の書き方は、裏面をご覧ください

2 所得控除額

所得控除（所得から差し引かれる金額）は、昨年1年間のあなたの支払った額により計算します。
また、扶養控除や障害者控除等の人的な控除は、12月31日現在により判定します。

社会保険料控除

前年中に本人や生計を一にする親族のために支払った国民健康保険、国民年金、介護保険等がある場合。

生命保険料控除

	支払保険料の金額	生命保険料の控除額
①新生命保険料 ②介護医療保険料 ③新個人年金保険料 （H24.1.1以降の保険契約が対象）	12,000円以下	支払保険料の金額
	12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2 ＋6,000円
	32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4 ＋14,000円
	56,001円以上	28,000円（控除限度額）
④旧生命保険料 ⑤旧個人年金保険料 （H23.12.31以前の保険契約が対象）	15,000円以下	支払保険料の金額
	15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2 ＋7,500円
	40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4 ＋17,500円
	70,001円以上	35,000円（控除限度額）
適用限度額（最高70,000円）	新契約・旧契約それぞれにより求めた金額の合計	

※①と④又は③と⑤を同時に適用する場合は、28,000円が控除限度額になります。
※①(④)+②+③(⑤)の合計が70,000円を超える場合は、70,000円が生命保険料控除額になります。

地震保険料控除

	支払保険料の金額	地震保険料の控除額
①地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払保険料の金額×1/2
	50,001円以上	25,000円（控除限度額）
②旧長期の損害保険料だけの場合（平成18年12月31日までに契約したものに限る）	5,000円以下	支払保険料の金額
	5,001円～15,000円	支払保険料の金額×1/2＋2,500円
	15,001円以上	10,000円（控除限度額）
③両方ある場合（最高25,000円）	地震保険料について①により求めた金額 ＋ 旧長期の損害保険料について②により求めた金額	

※旧長期の損害保険料は、満期返戻金有りで保険期間が10年以上の保険料

ひとり親控除　寡婦控除

		控除額
ひとり親	現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などの方で、次の①から③の全てに該当する人 ①生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）がいる ②本人の前年の合計所得金額が500万円以下 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない	30万円
寡婦	上記の「ひとり親」にあたらず、前年の合計所得金額が500万円以下で、①と②のいずれにも該当する人 ①次のいずれかに該当する人 ・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明の人 ・夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族（合計所得金額48万円以下）を有する人 ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない	26万円

いずれも住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」などの記載がある場合は対象外。
扶養親族及び生計を一にする子は、他の納税者の同一生計配偶者又は扶養親族になっている人を除く。

勤労学生控除（控除額26万円）

学生、生徒で、自己の勤労に基づいて得た給与所得等がある者のうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下の人。

障害者控除

控除額
特別：30万円
同居特別：53万円
その他：26万円

あなたや同一生計配偶者、扶養親族のうち次の手帳等の交付を受けている場合など
（令和5年12月31日までに、交付、認定等を受けている必要があります。）

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	要介護認定対象者
特別障害者	1級・2級	A級	1級	特別項症～第3項症	介護保険課で認定書が交付されます
その他障害者	3級以下	B級	2級・3級	第4項症以下	

※16歳未満の扶養親族についても障害者控除が適用されますので、対象の人がいる場合は記載してください。

配偶者控除　扶養控除

生計を一にする配偶者やその他の親族等で、合計所得金額が48万円以下である人。

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円

扶養控除額	
老人扶養親族	38万円
同居老親等	45万円
特定扶養親族	45万円
その他の扶養親族	33万円

●老人控除対象配偶者又は老人扶養親族とは、昭和29年1月1日以前に生まれた人。
●同居老親等とは、老人扶養親族の内あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者との同居を常態としている人。
●特定扶養親族とは、扶養親族の内平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた人。
●16歳未満の扶養親族とは、平成20年1月2日以降に生まれた人（控除計算対象外ですが、市・県民税の計算の際に必要となるため、対象の人がいる場合は記載してください）。

配偶者特別控除

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者の所得金額	控除額		
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が480,001円以上1,330,000円以下の人。

配偶者の合計所得金額が、48万円以下の場合は、控除対象配偶者となり、配偶者特別控除は、受けることができません。

基礎控除

合計所得金額2，500万円以下の人。

合計所得金額	基礎控除額
2400万円以下	43万円
2，400万円超 2，450万円以下	29万円
2，450万円超 2，500万円以下	15万円
2，500万円超	適用なし

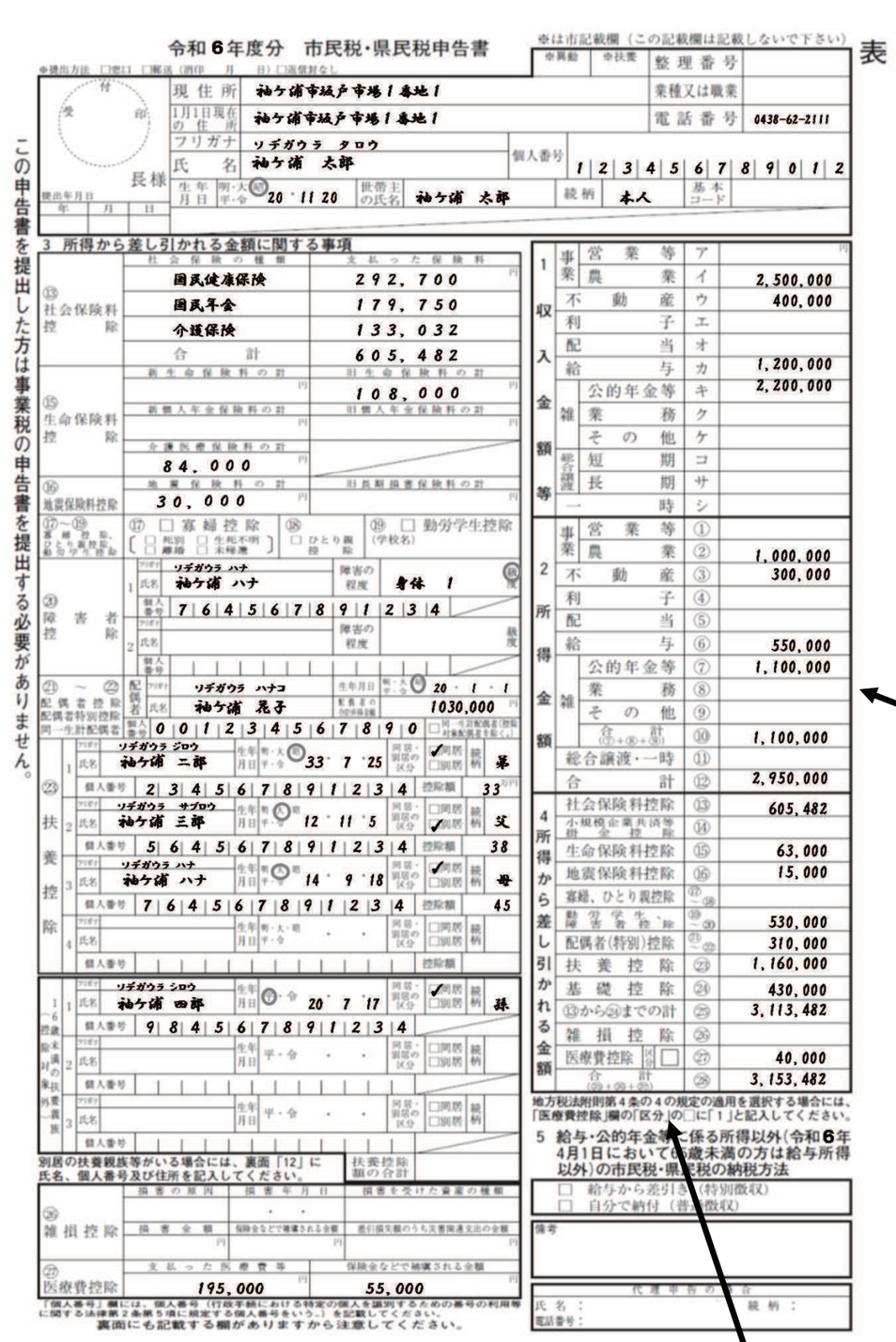

雑損控除	あなたやあなたと生計を一にしている配偶者やその他の親族が、災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けた場合。
医療費控除（最高200万円）	前年中に本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合。 (1)（支払った医療費－補てん金額）－10万円 (2)（支払った医療費－補てん金額）－（総所得金額等×5%） ⇐ (1)(2)のいずれか多い金額
セルフメディケーション（限度額8万8千円）	前年中に本人や生計を一にする親族のために支払ったスイッチOTC医薬品の購入の対価がある場合 ※本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用はできません。 その年に支払ったスイッチOTC薬の総額－保険金等で補填された金額－1万2千円。

※「合計所得金額」とは、「総所得金額の合計」と「分離課税の各所得金額（譲渡は特別控除前の額）」の合計額をいいます。

セルフメディケーションの場合は医療費控除の区分に「1」と記入してください。

申告書の書き方

1 所得金額

営業等	商・工業や自由業などの自営業から生ずる所得	（申告書裏面7に所得の種類等を記入してください。）
農業	農業から生ずる所得	
不動産	土地や建物などの貸付から生ずる所得	
利子	預貯金の利子や貸付信託の分配金などの所得（非課税制度の適用を受けるものや源泉分離課税が適用されたものは、申告不要です。）	
配当	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配などの所得（申告書裏面8に必要事項を記入してください。）	

給与

給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
1円 ～ 550,999円	→	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	→	給与等の収入金額－550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	→	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	→	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	→	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	→	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	給与等の収入金額÷4＝A（Aは、千円未満の端数切り捨て）	端数整理額×2.4＋100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円		端数整理額×2.8 － 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		端数整理額×3.2 － 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	→	給与等の収入金額×0.9 － 1,100,000円
8,500,000円以上	→	給与等の収入金額－1,950,000円

（例）給与収入が1,850,000円の場合1,850,000円÷4＝462,500⇒千円未満切り捨て⇒462,000円
462,000円（端数整理額）　462,000円×2.8－80,000円＝1,213,600円

※給与収入850万円超で次の①から③のいずれかに該当する人は所得金額調整控除があります。
①23歳未満の扶養親族を有する
②本人が特別障害者である
③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
⇒給与収入（1,000万円超は1,000万円）から850万円を引いた額の10%を控除

※給与所得と公的年金所得の両方があり、その合計額が10万円を超える人には所得金額調整控除があります。
控除額：給与所得（10万円を超える場合は10万円）及び公的年金所得（10万円を超える場合は10万円）の合計額から10万円を控除した額を、給与所得の金額から控除。

※源泉徴収票をもらえない方は、申告書裏面6の給与所得の内訳に収入金額など必要事項を**勤務先**で記入してもらってください。

雑

他のいずれにも該当しない所得で、次の①～③を合計します。
①公的年金等（厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など）

※ 公的年金等雑所得の速算表

年金受給者の年齢	公的年金収入金額	公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額 1,000万円以下	1,000万円を超え2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 昭和34年1月1日以前生まれ	3,300,000円未満	収入－1,100,000円	収入－1,000,000円	収入－900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入×0.75 － 275,000円	収入×0.75 － 175,000円	収入×0.75 － 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85 － 685,000円	収入×0.85 － 585,000円	収入×0.85 － 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95 － 1,455,000円	収入×0.95 － 1,355,000円	収入×0.95 － 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円
65歳未満 昭和34年1月2日以降生まれ	1,300,000円未満	収入－600,000円	収入－500,000円	収入－400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入×0.75 － 275,000円	収入×0.75 － 175,000円	収入×0.75 － 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85 － 685,000円	収入×0.85 － 585,000円	収入×0.85 － 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95 － 1,455,000円	収入×0.95 － 1,355,000円	収入×0.95 － 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円

②業務（原稿料、講演料などの副収入による所得など）	（申告書裏面9に必要事項を記入してください。）
③その他（互助年金、生命保険契約に基づく年金などの①及び②以外の所得	

総合課税の譲渡所得

機械やゴルフ会員権、船舶、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得（申告書裏面10に必要事項を記入してください。） ※なお、土地、建物等の譲渡所得や株式等の譲渡による所得は、別途分離課税等用の申告書への記入が必要になります。

一時

生命保険、損害保険金の満期返戻金、転作奨励金や賞金などの一時的な所得（特別控除額は50万円）（申告書裏面10に必要事項を記入してください。）

※申告書裏面の記載方法については、課税課までお問い合わせください。